

# 業務指示書

## ベトナム国農業金融支援事業にかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月24日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬庭 泰介 Maniwa.Taisuke@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年6月29日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

(○) 認めます。

( ) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：金融分野に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／農業金融）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：金融分野に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 金融】

- 1) 類似業務の経験：金融分野に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年7月3日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
現地再委託の(1)農業金融に係る調査、(2)セクターローン需要確認  
(再委託を実施しない場合でも別見積りとしてください。)
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(VND1 = 0.0056 円, US\$1 = 123.96 円, EUR1 = 135.33 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
  - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/農業金融  
金融

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年7月20日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ベトナム国農業金融支援事業にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 <small>総括/農業金融</small>	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 金融	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

ベトナムの開発ポテンシャルを考えた場合、農業をはじめとする第一次産業分野の果たす役割は大きく、重要産業である。全就業人口の51%が第1次産業に従事しており、第一次産業がGDPに占める割合は22%、全輸出金額に占める割合は23%である。ベトナムにおいて農業生産性は着実に伸び、それにより農業収益性も増大している。例えばコメの単収はこの30年で2倍以上に増加、現在では世界有数の輸出国となった。他にも、コーヒー、カシューナッツ、ゴム、コショウ等の他の商品作物の生産も増大しており、国際市場の需給バランスに影響を及ぼす程になっている。また、拡大する国内の消費市場を背景に、生産面だけではなく流通から加工分野まで農林水産セクターに国内外の投資と共に、多くの企業が参入している。その結果、GDPの約2割を占める製造業のうち、農水産加工・食品産業の生産額は最も多い約2割にまで達している。

ベトナム政府は、農業の付加価値を高め、国際競争力を向上させ、同分野を主力産業の一つに発展させる意向を有しており、2013年に「付加価値向上・持続的開発のための農業セクター改革」(2013年6月10日付、899/QD-TTg)が首相決定され、2014年には改めて「農業の付加価値向上と新農村建設を関連付けた持続可能な開発に向けて構造再編に取り組む」旨首相の所信として表明される等、農業開発の重要性が示されてきた。日本としてもその取り組みを支援することが2014年3月に日越首脳間で確認され、6月には林農林水産大臣及びファット農業農村開発大臣出席の下で「第一回日越農業協力対話ハイレベル会合」が開催された。

本調査対象地域であるラムドン省では、その冷涼な気候を活かしコーヒー(国内生産量の約30%)、茶(同23%)、野菜、花卉の栽培が盛んであり、農林水産業並びに関連加工・流通業等への民間投資が期待されている。一方で、同省の農業開発の主要なボトルネックの一つとなっているのが資金調達の困難さである。天候等不確定要素に収益が左右されやすい農業の特性および地場銀行の商慣習により、農業従事者が利用可能な融資は他業種と比して利子率が高く、返済期間が短いものが多い。また、融資を受けるために必要な担保額も融資額以上が必要となる場合もある等、事業を開始・展開するための資金を十分に調達できない場合が多い。

上述課題に対し、円借款による譲許的な資金の供給が解決策となり得るが、そのためには十分な資金需要が存在すること、適切な資金供給スキームを構築することが必要となる。本調査ではまず、現在農業従事者が事業資金を調達する上で利用可能な融資の現状と課題、及び農業従事者の資金ニーズを把握する。

その上で、農業従事者に向けた譲許的な資金の供給手段としてツーステップ・ローン型とファンド型のどちらが適切に課題に対処可能か検討するために、ベトナムの諸制度等に関し情報収集を行う。

農業金融と共に、関連インフラの開発も同省の課題である。同省の高地農業における課題はインフラの未整備であり、関連するインフラ（道路、灌漑等）の整備も併せて行うことで同省の農業開発をより効果的に行うことが可能となる。したがって本調査ではラムドン省の農業開発に資するインフラの開発需要についても情報収集を行うこととする。

## 2. 調査の目的

ベトナム農業金融の課題と需要を確認し、同課題に適切に取り組むことが可能な金融スキーム構築の検討に必要な情報収集を行う。合わせてラムドン省における農業開発に資するインフラの開発需要についても情報収集を行う。

## 3. 調査対象地域及び実施窓口機関

### 3.1 調査対象地域

ハノイ、ラムドン省

### 3.2 実施窓口・関係機関

ハノイ：

- 農業農村開発省
- ベトナム開発銀行本店
- 外国貿易商業銀行（ベトコンバンク）本店
- ヴィエティンバンク 本店
- ベトナム輸出入商業銀行（ベトナムエクシムバンク）本店

ラムドン省：

- ラムドン省人民委員会計画投資局（窓口）
- ラムドン省農業農村開発局
- ベトナム開発銀行ラムドン支店
- 外国貿易商業銀行（ベトコンバンク）ラムドン支店
- ヴィエティンバンク ラムドン支店
- ベトナム輸出入商業銀行（ベトナムエクシムバンク）ラムドン支店

### 3.3 本プロジェクトに関連する我が国及び他ドナーの主な援助活動

#### 3.3.1 円借款プロジェクト

- 中小企業支援事業(I)(II)(III)

#### 3.3.2 他ドナー支援プロジェクト

- 地方金融事業 (Rural Finance Project) (世界銀行)
- 第二次地方金融事業 (Second Rural Finance Project) (世界銀行)
- 地方企業金融事業 (Rural Enterprise Finance Project) (アジア開発銀行)

## 4. 調査の範囲

本調査の調査実施にあたっては、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「6. 調査の内容」に記載する調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成して JICA ならびに実施機関等に提出するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### 5.1 調査の位置付け

本調査では農業事業者向け融資として、ツーステップ・ローン型とファンド型のいずれがベトナム農業金融の抱える課題解決に適しているのかを検討する。また、同時に保証スキームの情報収集を実施することで、より農業金融に適したスキームを検討することとする。

### 5.2 調査過程における金融スキームの比較検討について

本調査ではツーステップ・ローン型とファンド型の基礎情報を比較・検討するのみならず、より適切な金融スキームにおける事務手続きフロー等に関しより具体的な提案を行う。そのため第一次現地調査終了後、コンサルタントはツーステップ・ローン型とファンド型の基礎情報を比較の上、JICA と協議を行いまず適切な金融スキームを決定する。その後、第二次現地調査において、決定スキームの内容についてより具体的な検討を実施する。

## 6. 調査の内容

### 6.1 事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

#### 6.1.1 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

### 6.1.2 インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめて、インセプションレポートを作成する。

### 6.1.3 インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを JICA および先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

## 6.2 農業従事者向け制度金融の現状を踏まえた新規金融サービスの検討

### 6.2.1 既往の制度金融ではカバーできない資金ニーズの把握(借入人形態、融資資金使途、融資条件、担保設定、資金需要規模等)

ベトナム国内の金融機関および農業従事者に対するヒアリングを通し、既往のベトナム農業金融ではカバーできない資金ニーズを把握する。

### 6.2.2 民間資金部分と峻別した、円借款を原資とする公的金融サービスの融資適格項目(eligible portion)の検討

6.2.1 で収集した情報をもとに民間金融機関のみで融資可能な項目、円借款による譲許的な資金によって融資すべき項目を検討する。

### 6.2.3 日本及び先進アジア国(タイ・マレーシア)の農業従事者向け制度金融の調査、他国の経験・仕組みからの示唆

文献等から日本、タイ及びマレーシアの農業従事者向け制度金融を調査し、ベトナムの現状と比較する。その上で現在のベトナムに求められる農業金融についての検討を行う。

## 6.3 ツーステップ・ローン形成に係る調査

### 6.3.1 スキーム検討

文献及び法令等の調査を通し、ツーステップ・ローンの形成に関連する法令、法規制、関係省庁の政策等の調査を行う。

また、ベトナム金融機関へのヒアリングを通し、以下の点を確認、検討する。

- 1) ツーステップ・ローンの受け手となる民間金融機関の活動実態(農業部門での融資実績・融資条件等)、
- 2) 金融機関からエンドユーザーに対する貸付条件、その審査能力及び財務状況
- 3) 円借款を原資とするツーステップ・ローンに対する民間金融機関の資金需要の把握(民間金融機関の融資原資としての資金需要)
- 4) 既往市中銀行の貸付事業と比較し、本ツーステップ・ローンが実現した場合の担保条件緩和可能性およびファンド型と比較した場合の優位性(利子、返済期間、

担保条件、サブローンの規模、運営面等)

## 6.4 農業ファンド設立に関する調査

### 6.4.1 スキーム検討

文献、法令の確認ベトナム政府へのヒアリングを通し、ファンド設立の手順、法規制等調査、円借款を原資とする際の制限事項等を調査する。また、ベトナム政府へのヒアリングでは同ファンドへのベトナム国家予算の充当可能性の有無を検討する。

また、ベトナムの政府系金融機関、民間金融機関へのヒアリングを通し、以下の点を確認、検討する。

- 1) ファンドを設立・運営する金融機関候補の検討、案件審査・ファンド管理能力の評価を行う。
- 2) ファンドを新設した場合の営業能力限界、ベトナム全土にファンドを拡大する場合の営業能力限界
- 3) エンドユーザーに対する貸付条件の検討（市中銀行より譲許的な条件で貸付を行えるか）
- 4) 既往市中銀行の貸付事業に比した場合の本ファンドによる返済額、担保設定等の負担軽減可能性の調査、ツーステップ・ローン型と比較した場合の優位性（利子、返済期間、担保条件、サブローンの規模、運営面等）

## 6.5 保証スキーム活用の検討

### 6.5.1 農業従事者が利用可能なベトナム国内金融機関による担保設定及び保証スキームの現状の把握

ベトナム金融機関へのヒアリングを通し、ベトナム国内機関が農業従事者へ供与する保証スキームを整理する。特に保証スキームが担保徴求額等銀行の融資条件に与える影響を把握する。

### 6.5.2 上記ツーステップ・ローン型もしくはファンド型スキームへ供与可能な既存の保証スキームの把握

ベトナム金融機関へのヒアリングを通し、ツーステップ・ローン型もしくはファンド型スキームへ供与可能な既存の保証スキームを以下の通り把握・検討する

- 1) 保証範囲、保証料、保証割合等の確認
- 2) 保証を組み合わせることによる融資条件の緩和可能性（利子率の低減、返済期間の長期化、担保徴求額の減額等）の整理
- 3) 上述検討を踏まえたツーステップ・ローン型もしくはファンド型スキーム

## ムへ供与可能な既存保証スキームの把握

### 6.5.3 案件形成における担保設定および保証供与の手順の把握

ベトナム金融機関へのヒアリングを通し、実際にツーステップ・ローン型もしくはファンド型スキームが実現した場合に担保設定および保証を供与する手順およびタイムラインを把握する。

## 6.6 農業事業者向け新規金融スキームの検討

### 6.6.1 スキーム検討

ツーステップ・ローン型とファンド型のメリット・デメリットを比較し、適切な金融スキームを検討する。特に融資条件（担保設定を含む）、設立の難易度、運営面（審査能力、融資後の案件監理能力）の観点から分析を行うものとする。

## 6.7 プロGRESS・レポートの作成、説明・協議

これまでの調査結果をPROGRESS・レポートに取りまとめ、JICA および先方実施機関に説明・協議し、その内容について基本的了解を得る。また、JICA との協議では、PROGRESSレポート後により詳細に検討するスキームを決定するために6.6で検討した内容をJICAに対しプレゼンを行った上で検討を深めるものとする。

## 6.8 農業事業者向け新規金融スキームの具体的な検討

### 6.8.1 スキーム検討

6.7での検討をもとに、不足している情報に関し引き続き金融機関へのヒアリング実施の上、以下の点につき提案を行う。

- 1) 資金の流れ、融資スキーム、各主体の権限・責任を規定するオペレーションに必要な事項の整理
- 2) エンドユーザーより提出されることを想定した事業計画フォーマットの提案
- 3) 事業計画審査を想定したチェック項目に必要な事項の提案
- 4) エンドユーザー向け借入申請事務手続きフロー、想定融資事例集の提案

### 6.8.2 エンドユーザー（農業従事者）のビジネスプランニングに必要な事項の検討

エンドユーザーが新規金融スキームに融資を申し込む際に必要なビジネスプランの作成に必要な事項を検討する。

## 6.9 地方政府向けセクターローンの検討

### 6.9.1 支援対象インフラの種類・資金需要規模の把握

ラムドン省との協議を通し、ラムドン省における農業振興のためのインフラの種類（道路、橋梁、灌漑等）を把握する。同資金需要については JICA が別途実施している調査の情報を活用することとする。また、資金需要の確認としてローカルコンサルタントへの再委託を可とする。

### 6.9.2 セクターローンの選定基準の検討（開発戦略、アグリビジネス戦略等を踏まえた優先課題、社会・経済的便益等）

6.9.1 で確認した資金需要について、開発戦略等を踏まえ選定基準を策定する。

## 6.10 円借款借入手続の把握、検討

### 6.10.1 ベトナム国内の円借款借入手続の把握・支援

ベトナム国 Decree38 の改定に基づく、要請機関が要する円借款借入手続がどのように変更されたかに関し JICA と関係機関の協議を支援すると共に、同議論を踏まえ要請機関に対し理解促進を図る。

### 6.10.2 農業金融における運用効果指標の検討

農業金融を円借款案件として形成する際に適当な運用効果指標を他案件との比較検討の上考察する。

## 6.11 ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）の作成、説明・協議

これまで実施された本調査の全ての結果を取り纏めの上、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA および先方実施機関に説明・協議を行う。

## 6.12 ファイナル・レポート（F/R）の作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、F/R として取り纏める。

## 7. 成果品等

### 7.1 調査報告書

本調査では、以下の調査報告書を作成するものとする。このうちファイナルレポートを本調査の成果品とする。

#### (1) インセプションレポート（IC/R）

a) 記載事項：調査の基本方針、調査方法、実施体制、作業工程、要員計画等

b) 提出時期：2015年8月下旬

c) 部数：和文要約5部、英文15部、越語20部



d) CD-R : 英文・越語の両方を含めたもの 2 枚

(2) プロGRESSレポート (P/R)

a) 記載事項 : 農業金融現状把握、関連情報収集・整理、ツーステップ・ローン及びファンドにおける基礎情報収集およびそのメリットデメリットの検討

b) 提出時期 : 2015 年 10 月上旬

c) 部数 : 和文要約 5 部 英文 15 部、越語 20 部

d) CD-R : 英文・越語の両方を含めたもの 2 枚

(3) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

a) 記載事項 : 調査結果全体

b) 提出時期 : 2015 年 11 月下旬

c) 部数 : 和文要約 5 部、英文 15 部、越語 20 部

d) CD-R : 英文・越語の両方を含めたもの 5 枚

(4) ファイナルレポート (F/R)

a) 記載事項 : 調査結果全体

b) 提出時期 : 2016 年 1 月上旬

c) 部数 : 和文要約 5 部、英文 15 部、越語 40 部

d) CD-R : 英文・越語の両方を含めたもの 5 枚

## 7.2 その他提出物

(1) 実施機関等との協議録

a) 記載事項 : C/P (カウンターパート機関) との協議等の際の協議・決定事項

b) 提出時期 : その都度

c) 部数 : 2 部

(2) 収集資料

a) 記載事項 : 収集した資料、データ及びそのリスト

b) 提出時期 : 調査終了時

c) 部数 : 2 部

## 7.3 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成に当たっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には、先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残すものとする。

#### 7.4 報告書の印刷仕様／電子化仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査の工程

本調査は、2015年8月中旬開始、2015年12月中旬完了を目途とする。本調査では、以下のような工程を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルで提案するものとする。

年	2015				
月	8	9	10	11	12
国内作業	■		■		■
第一次現地調査		■			
第二次現地調査				■	
報告書提出	▲	▲		▲	▲
	ICR	PR		DFR	FR

#### 2. 業務量の目途

総計 約6M/M

#### 3. 調査分野

本業務には以下に示す各分野を担当する団員が参加することを想定している。しかし、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案するものとする。下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記してください。

(1) 総括／農業金融 (2号)

(2) 金融 (3号)

必要に応じてコンサルタントにて通訳を備上し先方と協議することを認める。

#### 4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することを認める。

(1) 農業金融に係る調査

##### ア) 目的

日本関係者のみで収集が困難な情報、特にベトナムの農業金融に係る制度等

の収集、把握、検討

イ) 調査内容

上述 6.調査の内容について日本関係者のみで収集が困難な情報、特にベトナムの農業金融に係る制度等の収集

(2) セクターローン需要確認

ア) 目的

6.9.1 支援対象インフラの種類・資金需要規模の把握について、ベトナム関係者が検討する資金需要に関する規模につき検証する

イ) 調査内容

農業支援インフラの各案件の資金需要規模の検証

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

5. JICA より配布／貸与する資料

ベトナム政府「政府開発援助及び譲許的貸付の管理及び活用に係る政令（No: 38/2013/ND-CP）」

6. 調査用資機材

本調査実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

7. その他留意事項

(1) 安全配慮事項

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所や在ベトナム日本国大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所、大使館と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所、大使館と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体

制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上